

○ 経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正箇所）

改 正 後	現 行
経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱 農林水産事務次官依命通知 制 定 平成27年4月9日付け26経営第3570号 一部改正 平成27年9月30日付け27経営第1527号 一部改正 平成31年4月1日付け30政統第2064号 一部改正 令和3年4月1日付け2政統第2401号 一部改正 令和3年12月20日付け3農産第2241号 一部改正 令和4年12月27日付け4農産第3461号 <u>一部改正 令和5年4月5日付け4農産第5515号</u>	経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱 農林水産事務次官依命通知 制 定 平成27年4月9日付け26経営第3570号 一部改正 平成27年9月30日付け27経営第1527号 一部改正 平成31年4月1日付け30政統第2064号 一部改正 令和3年4月1日付け2政統第2401号 一部改正 令和3年12月20日付け3農産第2241号 一部改正 令和4年12月27日付け4農産第3461号
（通則） 第1 経営所得安定対策等推進事業費補助金、<u>コメ新市場開拓等促進事業補助金</u>及び畑作物産地形成促進事業費補助金（以下総称して「補助金」といいます。）の交付については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」といいます。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務	（通則） 第1 経営所得安定対策等推進事業費補助金及び畑作物産地形成促進事業費補助金（以下総称して「補助金」といいます。）の交付については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」といいます。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月

局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによるものとします。

（交付の目的）

第2 補助金は、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業（以下総称して「経営所得安定対策等」といいます。）の実施に必要な推進活動等のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要な経費を助成することを目的とします。

（交付の対象及び補助率）

第3 農林水産大臣（以下「大臣」といいます。）は、実施要綱第2に定める事業実施主体（以下「補助事業者」といいます。）が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」といいます。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」といいます。）について、予算の範囲内で補助金を交付します。

（1）経営所得安定対策等推進活動（(2) 及び (3) の対象となる活動を除く。）

(2) コメ新市場開拓等促進事業推進活動

(3) 畑作物産地形成促進事業推進活動

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、次の表のとおりです。

23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによるものとします。

（交付の目的）

第2 補助金は、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業（以下総称して「経営所得安定対策等」といいます。）の実施に必要な推進活動等のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要な経費を助成することを目的とします。

（交付の対象及び補助率）

第3 農林水産大臣（以下「大臣」といいます。）は、実施要綱第2に定める事業実施主体（以下「補助事業者」といいます。）が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」といいます。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」といいます。）について、予算の範囲内で補助金を交付します。

（1）経営所得安定対策等推進活動（(3) の対象となる活動を除く。）

(2) 経営所得安定対策等交付金（畑作物産地形成促進事業に係るものを除く。）の申請手続電子化の普及推進活動

(3) 畑作物産地形成促進事業推進活動

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、次の表のとおりです。

区 分	経 費	補助率
1 経営 所得安定対策等推進活動 (<u>2</u> 及び <u>3</u> の対象となる活動を除く。)	(1)・(2) (略)	(略)
<u>2 コメ新市場開拓等促進事業推進活動</u>	(1) <u>都道府県段階推進事務費</u> <u>実施要綱第2の1に掲げる補助事業者及び都道府県段階の間接補助事業者が行うコメ新市場開拓等促進事業推進事務に係る経費</u> (2) <u>地域段階推進事務費</u> <u>実施要綱第2の2に掲げる地域段階の間接補助事業者が行うコメ新市場開拓等促進事業推進事務に係る経費に対し、補助事業者が交付する経費</u>	定額

区 分	経 費	補助率
1 経営 所得安定対策等推進活動 (<u>3</u> の対象となる活動を除く。)	(1)・(2) (略)	(略)
<u>2 経営所得安定対策等交付金（畑作物産地形成促進事業に係るものを除く。）の申請手続電子化の普及推進活動</u>	<u>都道府県段階及び地域段階推進事務費</u> <u>実施要綱第2に掲げる補助事業者及び都道府県段階の間接補助事業者が行う推進事務に係る経費並びに地域段階の間接事業者が行う推進事務に係る経費に対し、補助事業者が交付する経費</u>	定額

3 畑作物産地形成促進事業推進活動	(略)	(略)	3 畑作物産地形成促進事業推進活動	(略)	(略)
(流用の禁止) 第4 第3第2項の補助対象経費の区分の欄に掲げる <u>1 から 3 までの事業に係る経費</u> は相互の流用をしてはなりません。 (軽微な変更) 第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとします。 (1) (略) (2) 第3第2項の区分の欄に掲げる2の事業に係る経費 <u>のうち(1)又は(2)の経費及び経費間の30%以内の経費の額の増減</u> (3)・(4) (略)			(流用の禁止) 第4 第3第2項の補助対象経費の区分の欄に掲げる <u>2の事業に係る経費から1の事業に係る経費への流用又は1若しくは2の事業に係る経費と3の事業に係る経費</u> との相互の流用をしてはなりません。 (軽微な変更) 第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとします。 (1) (略) (2) 第3第2項の区分の欄に掲げる2の事業に係る経費 <u>の30%以内の経費の額の増減</u> (3)・(4) (略)		

別記様式第 1 号（第 5 関係） 〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金交付申請書 （略） 1 ～ 7 （略） （注） 4 経費の配分及び負担区分、6 収支予算（又は精算）の区分欄の「経営所得安定対策等推進活動」は、第 3 第 2 項の補助対象経費の区分の欄の 2 の事業の場合にあつては、<u>「コメ新市場開拓等促進事業推進活動」</u>、3 の事業の場合にあつては、「畑作物産地形成促進事業推進活動」と記載してください。	別記様式第 1 号（第 5 関係） 〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金交付申請書 （略） 1 ～ 7 （略） （注） 4 経費の配分及び負担区分、6 収支予算（又は精算）の区分欄の「経営所得安定対策等推進活動」は、第 3 第 2 項の補助対象経費の区分の欄の 2 の事業の場合にあつては、<u>「経営所得安定対策等交付金の申請手続電子化の普及推進活動」</u>、3 の事業の場合にあつては、「畑作物産地形成促進事業推進活動」と記載してください。
別記様式第 9 号（第 14 第 4 項関係） 〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書 （略） 1 ～ 3 （略） 4 （略） （注 1） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 （補助事業に要した経費にかかる消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付は不要です。） なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。 （1）事業実施主体の消費税確定申告書の写し（<u>税務署受付済のもの</u>）	別記様式第 9 号（第 14 第 4 項関係） 〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書 （略） 1 ～ 3 （略） 4 （略） （注 1） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 （補助事業に要した経費にかかる消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付は不要です。） なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。 （1）事業実施主体の消費税確定申告書の写し（<u>税務署の収受印等のあるもの</u>）

(2) ~ (4) (略) (注2) (略) 5 (略) 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 [(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。 ・事業実施主体が免税事業者の場合は、間接補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（<u>税務署受付済のもの</u>）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・事業実施主体が新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料 ・事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、間接補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（<u>税務署受付済のもの</u>） ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 (注2) (略)	(2) ~ (4) (略) (注2) (略) 5 (略) 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 [(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。 ・事業実施主体が免税事業者の場合は、間接補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（<u>税務署の収受印等のあるもの</u>）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・事業実施主体が新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料 ・事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、間接補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（<u>税務署の収受印等のあるもの</u>） ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 (注2) (略)
--	--

附 則（令和5年 月 日付け4農産第 号）

- 1 この通知による改正は、令和5年 月 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によるものとします。